

呉市教育委員会会議録
(令和6年5月30日定例会)

呉市教育委員会

1 開催日時 令和6年5月30日(木) 15:00開会
16:46閉会

2 開催場所 758会議室(呉市役所7階)

3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 佐々木元
委員 吉中由美子
委員 辻佑子
委員 大之木小兵衛

4 出席職員 教育部長 石川直之
教育部副部長 横田三奈
教育部参事補兼呉高等学校事務長 羽田光利
教育総務課長 新本康司
学校施設課長 瀧川孝徳
学校教育課長 木屋善貴
学校安全課長 田村峡平
文化振興課長 三浦美佐子
学校施設課主幹 丸石大
教育総務課課長補佐 橋本優子

5 傍聴者 5人

6 日程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 報告第9号 呉市いじめ防止基本方針について
- (4) 教議第24号 請願書について
- (5) 教議第25号 請願書について
- (6) 教議第26号 令和7年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- (7) 報告第10号 令和7年度使用教科用図書(中学校・義務教育学校(後期課程))の採択手続について
- (8) 報告第11号 令和7年度使用教科用図書(中学校・義務教育学校(後期課程))採択のための調査・研究要項について
- (9) 報告第12号 令和7年度使用教科用図書(義務教育諸学校特別支援学級用)の採択手続について

- (10) 教議第27号 令和7年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- (11) 報告第13号 令和7年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について
- (12) 報告第14号 令和6年度学校別児童・生徒数等について
- (13) 報告第15号 広島県に対する提案事項について
- (14) 教議第28号 令和7年度からの中学校給食の提供方法について
- (15) 教議第29号 呉市立美術館運営審議会委員の委嘱について
- (16) 教議第30号 臨時代理の承認について（令和6年度教育費補正予算）

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、吉中委員・辻委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

橋本課長補佐 (令和6年4月26日定例会について報告)

教 育 長 ここでお諮りします。本日の日程については、先にお知らせしておりましたが、昨日、事務局から追加の議案が提出されました。この際、提出された議案を日程に追加し、審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。それでは、追加の日程及び資料を配布してください。

(追加日程及び資料配布)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第13及び日程第14については、議会に諮る案件のため非公開、日程第15については、人事案件のため秘密会、また、先ほど追加されました日程第16については、予算に係る案件のため非公開として、日程第14の次に審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第9号 呉市いじめ防止基本方針について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第9号「呉市いじめ防止基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

田 村 課 長 報告第9号「呉市いじめ防止基本方針について」御説明します。

資料1ページを御覧ください。

この「呉市いじめ防止基本方針」は、平成25年9月に施行された、いじめ防止対策推進法に基づき、国及び広島県のいじめ防止基本方針を受け、平成26年3月27日に策定したものでございます。

この度、右上に示すとおり、令和6年5月1日に一部改正いたしました。

この改正は、平成29年3月の国の基本方針の改定、令和4年12月の生徒指導提要の改訂、令和5年4月の「こども基本法」施行、同年6月に呉市いじめ問題等調査委員会から提出された呉市立中学校におけるいじめ問題等事案に関する調査報告

書, また, 同年9月に調査報告書の調査結果を受けて作成した再発防止策を踏まえ, 行ったものでございます。

資料1 ページから7ページの下線で示した部分が改正箇所でございます。

改正箇所が多くございますので, ここでは, 4か所について御説明いたします。

資料1 ページ, 2のいじめの定義等を御覧ください。

定義を四角枠内に示していますが, その下の4行, いじめに当たるか否かの判断に当たっては, 当該行為を受けている児童生徒が現に心身の苦痛, 傷つきを感じているかという視点に立ち, いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認して総合的に判断することを周知し, いじめの積極的な認知につなげること, 資料2 ページ(4)いじめへの組織的な対応を御覧ください。

教育相談や見守り, 保護者連携等により, 児童生徒の友人関係や精神面等に係る状況の把握に努め, 少し行が跳びますが, また, 児童生徒や保護者が, それ以上の対応を望まない場合も, 継続して一緒に取り組む姿勢があることを示していくことを追記いたしました。

また, 資料5 ページを御覧ください。(3)いじめの防止等に係る児童生徒への指導のキに情報モラル教育に関すること, (5)生徒指導体制及び教育相談体制の構築を御覧ください。「児童生徒一人一人の発達を支える取組を組織的に進める」生徒指導を可能とするため, 「チーム学校」として機能する生徒指導体制を構築する。

また, 児童生徒のレジリエンス, 心の回復力の育成や, SOSを出すことができる児童生徒の育成に向けた取組を実施することや, 児童生徒が困っていることや助けてほしいことなど, 何でも相談できる安全・安心な学校環境づくりに向けて, 深い児童生徒理解を基盤とした教育相談体制を構築することを追記いたしました。

今後, この改正しました「呉市いじめ防止基本方針」に基づき, いじめの問題の解決, いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進してまいります。

なお, 学校には, 6月の校長会で説明後, 通知します。

その後, 各学校において, この「呉市いじめ防止基本方針」に基づき「学校いじめ防止基本方針」の見直しに取り組んでまいります。

説明は, 以上でございます。

教 育 長 ただいま, 事務局から日程第3の報告第9号「呉市いじめ防止基本方針について」の説明がありましたが, これについて, 御質問, 御意見がありましたらお願いいたします。

辻 委 員 以前話し合ったところが, 全てこちらに反映されたというふうに考えます。

「これでいいか」とならないように, 年度末に検証するところにも書かれていますので, そういったことが各学校できちんと取り組んでいるか, 私たちも見守っていかれたらと思います。

吉 中 委 員 資料の6 ページ目, 5の学校におけるいじめの防止等に関する取組の(5)の力ですね。

いじめの防止等に関わる保護者への啓発及び広報を行うというところで追記されている部分に, いじめ撲滅プロジェクトチームに保護者による相談窓口を設置し, 保護者等がいじめに係る相談を行いやすい体制を整備するというふうに書かれていますけれども, どのようなものを想定されているのか教えてください。

田 村 課 長 先ほどの相談窓口のことでございますけれども, いじめ問題相談窓口の設置とい

うことで、今、各学校でPTA役員さんを中心にいじめをはじめとする相談の受け手となり、PTA会長さんを経由して校長に情報提供が行われる。そのような体制を平成27年3月にこの基本方針を策定した際に、いじめ問題相談窓口の設置を行っております。

これを、引き続き進めていきたいと考えているところでございます。

吉中委員 今までもされていたことを具体的に言葉として入れて、より徹底して実践していくという受け止めでよろしいでしょうか。

田村課長 先ほど辻委員さんも言われたように、絵に描いた餅にならないようにということで、今回、いじめ防止基本方針を作ることが目的ではなくて、活用できるようにという意味も込めております。

そういった意味で、具体を示しているところでございます。

教育長 これを必ず設置するように、事務局の確認をきちっとやらなければ、やっぱり伝えるだけでは駄目だと思うので、どうしてもやらなければならないことについては、ちゃんと確認作業もよろしくをお願いします。

田村課長 学校が取り組んでいることを、教育委員会の事務局の方でも、監督をいたしまして、できていないところはしっかり指導していきたいと考えております。

佐々木委員 確認をさせてください。4の呉市におけるいじめの防止等に関する取組の中の(1)のイ呉市いじめ問題等調査委員会においてですね、第三者の専門家の人数の規定があるのかどうかですが、事案が多い場合とかですね、複数事案が生じた場合には、場合によっては人数の増加を柔軟に対応する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

田村課長 このいじめ問題等調査委員会につきましては、定員は5人以内と条例に定められております。

もちろん、その事案等が多く発生したときにはまた対応を考えないといけないと思いますけれども、現段階においては、この条例に基づいて、5人以内の体制で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

佐々木委員 一応そういう規定があるのは分かりましたけれども、万一複数事案が生じたような場合には柔軟に対応されることを望みます。

田村課長 今後、そういった状況に応じた柔軟な対応ができるようにしていきたいと思っております。

佐々木委員 以前、再発防止策で協議した内容がかなり反映されており、それをより具体的に示してあり、すごく現実性があるのではないかと考えております。

1点だけ要望です。過度のいじめは犯罪となり得るということを、現場の皆さんの共通認識として徹底させていただくような場を作っていただけたらいいな、と思います。

吉中委員 要望です。この基本方針の中で、いじめ防止対策推進法第2条であったり、第28条などが1ページ目、3ページ目にあり、その内容については四角の括弧の中に示してあります。同じ3ページ(2)いじめの防止等に関する取組のオに「保護者が、法第9条に規定された責務等を踏まえて」とあり、この第9条の中身というのが、もしできたら、この指針をホームページに公表する際に、この第9条の内容を参考資料として最後の方に明記していただくと、より分かりやすくなるのかなと思います。

特に保護者の責務ですので、学校だけではなくて保護者も地域もということを中心に置いていたときには保護者の責務も是非、言葉として入れておいていただきたいなと思いました。

田村課長 やはり、保護者にもしっかりといじめ防止基本方針が伝わるように、また、理解していただけるように、先ほどの御意見を参考にさせていただきながら、進めてまいります。

教育長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第24号 請願書について

教育長 次に、日程第4の教議第24号「請願書について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

新本課長 それでは、教議第24号「請願書について」を御説明します。
資料の10ページを御覧ください。
本件は、「2025年度使用中学校教科書の採択に係る請願」でございます。
請願者は、「教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま」で、請願内容は4点でございます。
請願内容につきましては、学校教育課が説明いたします。

木屋課長 請願団体から令和6年4月22日付けで提出された請願の内容については、令和7年度使用中学校教科用図書の採択に係り4点でございます。
まず、1点目「日本国憲法や子どもの権利条約等の精神の尊重及び基本的人権、平和主義、民主主義、多文化共生を重視した教科書を採択すること」について御説明いたします。

教科用図書の採択につきましては、これまでどおり、国の通知や県の方針、呉市の規程等にのっとり、適正かつ公正に進めてまいります。

どの教科用図書を採択するかにつきましては、今後適正な手続を経て、会議で審議し決定するものであり、それ以外に教育委員会として特段の処理や意思決定は必要ではありませんので、「採択」とするようなものではないと思われませんが、そうかといって「不採択」とするのも適当ではないと思われま。

そういうことで、この事項につきましては、単に「教科用図書の採択につきましては、国の通知や県の方針、呉市の規程等にのっとり、適正かつ公正に進めてまいります。」との旨を回答したいと考えております。

説明は、以上でございます。

教育長 ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて、採択するか、不採択とするか、あるいは採択・不採択の決定をしないとするかについて御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 この御意見は伺うとして、私は今までそのことは当然のこととして受け止めておりました。よって、教科用図書の採択は、適正な手続を経て行うものでありますので、学校教育課長が説明したように回答されるのがよいかと思います。

- 教 育 長 ほかに御意見はありませんか。
(なしの声)
- 教 育 長 御発言なしということで、1点目については、採択・不採択の決定をせず、学校教育課長の回答案のとおり回答することとして御異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 教 育 長 御異議なしということで、1点目についてはそのように決めます。
続いて、事務局の説明を求めます。
- 木 屋 課 長 続いて、2点目について御説明いたします。
「選定委員会での意思形成終了後速やかに『観点・視点・方法』を公開すること」の要望でございます。
教科用図書の採択までは、公正性・透明性を確保するために、いかなる外的要因をも介入しないようにする必要があると考えております。
そのため、呉市教科用図書の採択に関する規程においても、採択後に、資料等を公表することを定めています。
説明は、以上でございます。
- 教 育 長 ただいま、事務局から2点目の説明がありましたが、これについて、採択とするか、不採択とするか、あるいは採択・不採択の決定をしないとするかについて、御質問、御意見がありましたらお願いします。
- 吉 中 委 員 採択の公正性・透明性を確保する観点から、呉市の規程に基づき、採択後に速やかに公表することでよいと思います。したがって不採択でよいと考えます。
- 教 育 長 ただいまの、吉中委員の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。
(なしの声)
- 教 育 長 御発言なしということで、2点目については、不採択という御意見でありましたので、不採択することとしてよろしいですか。
(異議なしの声)
- 教 育 長 御異議なしということで、本請願のうち2点目については不採択とします。
続いて、事務局の説明を求めます。
- 木 屋 課 長 続きまして、3点目、「教科書を実際に使う教員の意見を採択に反映させることを採択基本方針に明記すること」の要望でございます。
まず、呉市教科用図書の採択に関する規程においては、調査・研究委員は、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭及び講師のうちから、教育長が別に定める教科用図書の発行種目ごとに教育長が指名することとしております。
指名する者は、その教科の指導実績や専門性を持った者で、学校現場で日々子供たちの指導に携わっている者ばかりです。
したがって、教育長が指名した調査・研究委員の調査・研究により、学校現場の教員の意見は採択に反映されるものと考えております。
説明は、以上でございます。
- 教 育 長 ただいま、事務局から3点目の説明がありましたが、これについて、採択とするか、不採択とするか、あるいは採択・不採択の決定をしないとするかについて御質問、御意見がありましたらお願いします。
- 辻 委 員 先ほどの説明にあったように、日々指導に当たられている教員が調査・研究に携

わられるということで、現場の教員の意見は反映されることになると思います。ですから、新たに明記する必要はないと思いますので、不採択でよいのではないかと思います。

大之木委員 私も、今の規程で、現場の教員の意見を採択に反映させる方法とあわせて明らかにされているものと思いますので、不採択でよいと考えます。

教育長 ただいまの、辻委員や大之木委員の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、3点目については不採択という御意見でありましたので、不採択することとしてよろしいですか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、本請願のうち3点目については不採択とします。続いて、事務局の説明を求めます。

木屋課長 最後に4点目、「教科書展示会で、希望があれば教科書の写真を撮らせること」の要望でございます。法定展示の実施、運営の具体的な点については、呉市教科用図書の採択に関する規程第15条に「この規程に定めるもののほか、採択について必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。」とございますので、今後事務局の方で詰めて教育長の指示を仰ぎながら進めてまいりますので、お任せいただきたいと思います。

説明は、以上でございます。

教育長 ただいま、事務局から4点目の説明がありましたが、これについて、採択とするか、不採択とするか、あるいは採択・不採択の決定をしないかについて御質問、御意見がありましたらお願いします。

吉中委員 今、説明がありましたように、運営の個別の事項については、事務局での対応が妥当だと思います。この場では、採択とか不採択は決めないのが適当ではないでしょうか。

辻委員 私も、事務局の方でよく御検討いただいて、教育長にお任せするということがよいと思います。

教育長 ただいまの、吉中委員や辻委員の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、本請願の4点目については採択・不採択の決定をせず、教育長一任ということで、今後事務局の方で検討・実施させるということで御異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、4点目についてはそのように決めます。以上で、本請願に係る審議を終了いたします。

教議第25号 請願書について

教育長 次に、日程第5の教議第25号「請願書について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

新 本 課 長 それでは、教議第25号「請願書について」を御説明します。
資料の14ページを御覧ください。
本件は、「中学校教科書採択についての請願」でございます。
請願者は、「教科書ネット呉」で、請願内容は6点でございます。
請願内容につきましては、学校教育課が説明いたします。

木 屋 課 長 請願団体から令和6年5月10日付けで提出された請願の内容につきましては、令和7年度使用中学校教科用図書採択に係り6点でございます。

まず、1点目「日本国憲法や子どもの権利条約等の精神の尊重及び基本的人権、平和主義、民主主義、多文化共生を重視した教科書を採択すること」です。

これにつきましては、先ほど御審議いただきました請願の1点目と同様の内容でございます。

したがって、この回答につきましても、先ほどと同様、単に「教科用図書の採択につきましては、国の通知や県の方針、呉市の規程等にのっとり、適正かつ公正に進めてまいります。」との旨を回答したいと考えております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、1点目については、採択・不採択の決定をせず、学校教育課長の回答案のとおり回答することとして御異議ありませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、1点目についてはそのように決めます。

続いて、事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 続いて、2点目から6点目を併せて御説明いたします。

2点目は「専門性のある教員などの綿密な調査研究を保障すること」、3点目は「調査・研究の期間を十分にとり、綿密で専門的な研究を保障すること」、そして4点目は、「QRコードに偏重した教科書採択をやめること」、さらに5点目は「調査・研究委員が特定の教員に偏っていることの是正を求めること」、6点目は「さらに市民に開かれた教科書採択にするために」として、「採択会議の会議録・資料を遅滞なく公表すること」「教科用図書展示を改善すること」「教科用図書の写真撮影を許可すること」「市民アンケートを実施すること」「観点・視点・方法を公表すること」の五つを、それぞれ要望するものでございます。

教科用図書の採択につきましては、国の通知や県の方針、呉市の規程等にのっとり、適正かつ公正な採択を進めてまいります。

そのため、2点目から6点目までの事項については、教育委員会として採択、不採択ということを決めるのにふさわしくないもの又は採択規程第15条の「この規程に定めるもののほか、採択について必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。」に基づき手続を進めていくべきものと考えております。したがって、1点目の回答と一括して、適正かつ公正に進める旨を回答したいと考えております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から2点目から6点目の説明がありました。これについて、

採択とするか、不採択とするか、あるいは採択・不採択の決定をしないとするかについて、御質問、御意見がありましたらお願いします。

佐々木委員 どの項目も、子供たちにとって望ましい教科用図書の採択を適正・公正に行うことを求めるものだと思います。

御意見は伺うものとして、先ほど説明がありましたとおり、採択規程第15条に基づき、この場では採択とか不採択は決めないのが適当ではないかと思えます。

大之木委員 私も、要望については、貴重な御意見として伺うものとして、採択や不採択とせず、個別の具体的な事項については、事務局の方で検討し、教育長の指示により進めていただくのが妥当だと思います。

教育長 ただいまの、佐々木委員や大之木委員の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは2点目から6点目については、採択・不採択の決定をせず、学校教育課長の回答案のとおり回答すること及び個別の具体的な事項については教育長一任ということで、今後事務局の方で検討・実施させるということで御異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、2点目から6点目についてはそのように決めます。以上で、本請願に係る審議を終了いたします。

教議第26号 令和7年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
--

教育長 次に、日程第6の教議第26号「令和7年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木屋課長 それでは、教議第26号「令和7年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」御説明いたします。

はじめに、資料にはございませんが、今年度の教科用図書の採択について、説明させていただきます。

今年度は、中学校の教科用図書の採択を行います。小学校の教科用図書は、昨年度に採択したものと同一の教科書を採択することとなるため、採択事務は行いません。また、例年どおり、小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書、呉高等学校で使用する教科用図書の採択を行います。

それでは、資料の23ページをお開きください。

本基本方針は、広島県教育委員会が定めた「令和7年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」に準じております。

1の採択基本方針(1)採択の基本のアを御覧ください。中学校用教科用図書については、(ア)から(オ)の五つの観点に基づいて調査・研究を行います。なお、観点に係り、これまで(ア)基礎・基本の定着、(イ)主体的に学習に取り組む工夫としていたものを、広島県教育委員会が定めた採択基本方針に準じて、(ア)知識及び技能の習

得、(イ)思考力、判断力、表現力等の育成と変更しております。

続いて、イを御覧ください。特別支援学級で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、(ア)から(エ)の四つの観点に基づいて調査・研究を行います。

(2)適正かつ公正な採択の確保を御覧ください。

適正かつ公正な採択に向けて、教科用図書発行者等との関係には十分に留意してまいります。

(3)開かれた採択の推進を御覧ください。

採択の結果及び理由について、採択後、呉市のホームページ上で公表してまいります。また、イに掲げる事項についても公表する資料を準備してまいります。

24ページを御覧ください。2の方法、組織及び手続の(1)につきまして、冒頭述べましたとおり、小学校用教科用図書については、令和6年度においては、原則、令和5年度に採択した教科用図書と同一の教科書を採択することとしております。

続いて、(2)は、中学校用教科用図書についての採択方法や、選定委員会、調査・研究委員について定めたものです。

(3)は、特別支援学級で使用する教科用図書の採択方法等について定めたものです。

令和7年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択につきましては、今後、呉市教科用図書の採択に関する規程及びこの基本方針に基づきまして、適正かつ公正に実施してまいります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第6の教議第26号「令和7年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第10号 令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））の採択手續について

教 育 長 次に、日程第7の報告第10号「令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））の採択手續について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 報告第10号「令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））の採択手續について」御説明いたします。

25ページをお開きください。

1の採択の方針を御覧ください。

令和7年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採

採択の手續につきましては、呉市教科用図書の採択に関する規程及び先ほど議決いただきました基本方針に基づいて進めてまいります。

2の採択の手續を御覧ください。手續については、26ページの「教科用図書採択の手續」及びこの後報告させていただきます27ページ、28ページにあります「令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））採択のための調査・研究要項」によるものとしています。

26ページを御覧ください。図で示しております①から⑥の手續に従い、調査・研究委員による綿密な調査・研究及び選定委員会での総合所見の作成、教育長への提出を経て、教育委員会会議にお諮りすることとなります。

25ページにお戻りください。3の日程でございますが、今後、選定委員会と調査・研究委員の部会を開催し、作業を進めてまいります。そして、8月中に、選定委員会委員長から教育長に、総合所見を提出いたします。その後、教育委員会会議にお諮りする流れになっております。

なお、中学校用教科用図書については、全ての教科書について新たに採択を行うこととなっております。選定委員会は原則2回、調査・研究委員の部会は原則3回行う予定としております。

また、表の下に記述しております「教科用図書の法定展示」を御覧ください。

広く市民に閲覧してもらえるように、今年度は、お示ししております期間、日時及び場所にて法定展示を行います。

今後とも、適正かつ公正な採択が行われるよう進めてまいります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第7の報告第10号「令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））の採択手續について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第11号 令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））採択のための調査・研究要項について

教 育 長 次に、日程第8の報告第11号「令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））採択のための調査・研究要項について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 報告第11号「令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））採択のための調査・研究要項について」御説明いたします。

27ページを御覧ください。

この要項は、呉市教科用図書の採択に関する規程及び先ほどの基本方針に基づき、教科用図書の調査・研究に関する必要な事項を定めるものでございます。

1の調査・研究の観点をお覧ください。調査・研究の観点につきましては、広島県教育委員会が示す教科用図書の調査・研究の観点に沿ったものとしております。

2の呉市教科用図書選定委員会をお覧ください。

(1)構成及び運営につきましては、構成は、アにございますように、呉市立中学校校長会長、呉市立中学校教育研究会に属する各教科及び道徳を代表する校長とし、(イ)に規定するほか、呉市立中学校教育研究会社会部会に属する校長でございます。

続いて、イの選定委員会は原則として会議を2回開催いたします。

また、ウにありますとおり、保護者代表、学識経験者に会議の出席を求め、意見を聴くものといたします。

加えて、エのとおり、教育委員の皆様には、これまでどおり、選定委員会を傍聴していただくことができることとしています。日程等につきましては、別途御案内いたします。

(2)任務につきましては、アにございますように、調査・研究する観点等を示し、調査・研究を調査・研究委員に指示します。また、イにありますとおり、調査・研究委員の調査・研究報告を基に、幅広い視野からの意見を取り入れ、全ての教科等において総合所見を作成し、教育長に提出いたします。

28ページ、3の調査・研究委員の部会を御覧ください。

(1)構成及び運営につきましては、アに示しているとおり、校長及び教員等のうち7名以内とし、発行種目ごとに部会を組織します。そして、ウにありますように、調査・研究委員の部会は原則として会議を3回開催いたします。

(2)任務につきましては、調査・研究委員の部会は、選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について調査・研究を行い、調査・研究報告書を作成し、選定委員会に報告いたします。

4の調査・研究報告書及び総合所見の様式については、今後別に定める予定でございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第8の報告第11号「令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））採択のための調査・研究要項について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第12号 令和7年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について

教 育 長 次に、日程第9の報告第12号「令和7年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます

田 村 課 長 それでは、報告第12号「令和7年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について」御説明いたします。

資料29ページを御覧ください。

義務教育諸学校特別支援学級用の教科用図書につきましては、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」及び「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」の中から採択することとなっております。

「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」は、検定済教科用図書とも言います。また、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」とは、知的障害特別支援学校用の教科用図書で、☆印が付いているため、「☆(ほし)本」と呼んでいるものです。「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」は、「一般図書」と呼んでおり、もともとは、教科書として作成されたものではない図書で、児童生徒の実態によっては、教科書の役割を果たすものとして認められた教科用図書でございます。特別支援学級用の教科用図書は、これらの中から、毎年度、採択することとなっております。

1の採択の方針についてでございますが、先ほど議決いただきました「令和7年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」によることとしております。

2の採択の手順につきましては、30ページを御覧ください。

図で示しております①から④の手順に従い、教科書選定会議により児童生徒の障害の状況及び発達段階に適合した教科用図書を選定、教育長への選定理由書の提出を経て、教育委員会会議にお諮りすることとなります。

資料29ページに戻りまして、3の日程を御覧ください。

5月定例教育委員会会議において、採択手続について報告した後、特別支援学級設置校に教科用図書の選定について通知いたします。

その後、教科書選定会議にて選定作業を進めてまいりまして、教育委員会会議にお諮りする流れとなっております。

なお、表の下、※印にあります「教科用図書の法定展示」についてでございますが、義務教育諸学校特別支援学級用の教科用図書につきましては、一般図書の一部を展示いたします。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第9の報告第12号「令和7年度使用教科用図書(義務教育諸学校特別支援学級用)の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第27号 令和7年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

教 育 長 次に、日程第10の教議第27号「令和7年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 教議第27号「令和7年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」御説明いたします。

31ページを御覧ください。

この基本方針は、呉高等学校で使用する教科用図書を毎年度採択するために定めるものであり、広島県教育委員会が定めた「令和7年度に県立学校で使用する教科

用図書の採択基本方針について」に準じております。

1の採択基本方針を御覧ください。

(1)採択の基本にありますように、教科用図書は、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、関係法令に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された目標や内容等にとり、呉高等学校の生徒に最も適切な教科用図書を採択するものです。

その際、呉高等学校が選定した教科用図書について、適正と認めたものを、教育委員会会議で採択することとなっております。

(2)適正かつ公正な採択の確保を御覧ください。

適正かつ公正な採択に向けて、教科書発行者等との関係には十分に留意してまいります。

(3)開かれた採択の推進を御覧ください。

採択の結果及び理由について、採択後、呉市のホームページ上で公表してまいります。また、イに掲げる事項について公開する資料を準備してまいります。

2の選定上の留意事項を御覧ください。

呉高等学校において選定する際に、選定委員会等を設置し、十分な調査・研究に基づいて選定すること、学校の実態や教育目標等を考慮し、教育課程に最も適した教科用図書を選定すること、保護者の経済的負担に配慮することに留意してまいります。

最後に、3のその他として、採択の手順その他に関し必要な事項は、教育長が別に定めることとしております。

本年度の採択についても適正かつ公正に実施してまいります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第10の教議第27号「令和7年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第13号 令和7年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について

教 育 長 次に、日程第11の報告第13号「令和7年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 それでは、報告第13号「令和7年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を御説明いたします。

33ページを御覧ください。

高等学校の教科用図書の採択は、毎年度発行の「高等学校用教科書目録」に登載

されている教科書から採択しなければならないため、毎年度、実施することとなっております。

1の採択の方針を御覧ください。

採択は、先ほど議決いただいた基本方針に基づいて行います。

2の採択の手順についてでございますが、基本方針の3その他において、「採択の手順その他に関し必要な事項は、教育長が別に定める。」としていることに基づいて定めた「教科用図書採択の手順【呉高等学校】」及び「呉市立呉高等学校教科用図書の採択に関する要綱」によって行います。

34ページを御覧ください。

採択は、図で示しております①から⑥の手順に従い進めてまいります。調査・研究委員による綿密な調査・研究及び選定委員会での選定を経て、教育委員会会議にお諮りすることとなります。

選定委員会及び調査・研究委員について御説明します。

35ページを御覧ください。

「呉市立呉高等学校教科用図書の採択に関する要綱」の第5条で示してありますように、選定委員につきましては、呉高等学校の校長、教頭及び事務長で構成いたします。なお、第7条にありますように、選定委員会は、教科用図書の選定に関し、学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、学識経験者等に会議への出席を求め、その意見を聴くものといたします。

続いて、第8条第2項を御覧ください。調査・研究委員につきましては、呉高等学校の教員のうちから、校長が指名するものとします。

33ページにお戻りください。

3の日程でございますが、今後、選定委員会の開催及び調査・研究を実施し、作業を進めてまいります。

そして、選定委員会の代表である呉高等学校長から教育長に選定理由書を提出いたします。その後、教育委員会会議にお諮りする流れになっております。

また、表の下に記述しております「教科用図書の法定展示」につきましては、先ほど「中学校用教科用図書の採択手続について」で御説明したものと同様でございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第11の報告第13号「令和7年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第14号 令和6年度学校別児童・生徒数等について

教 育 長 次に、日程第12の報告第14号「令和6年度学校別児童・生徒数等について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 それでは、報告第14号「令和6年度学校別児童・生徒数等について」御説明いたします。

37ページを御覧ください。

令和6年5月1日現在の呉市立小・中・義務教育学校の児童・生徒数及び各学校の学級数が確定しました。

まず、児童・生徒数について御説明します。

37ページ、最も下の段の総計欄を御覧ください。

真ん中やや右、8,665とあります。これが小学校及び義務教育学校前期課程の児童総数で8,665名、前年度に比べ373名減少しております。

また、先ほどの児童総数の左隣、408とありますものは、特別支援学級に在籍する児童数の合計を表し、前年度と比べ15名増加しています。

続いて38ページ、最も下の段にある中学校及び義務教育学校後期課程の総計欄を御覧ください。

先ほどの児童総数と同様に、真ん中やや右に4,719とありますものが生徒総数で、前年度に比べ132名減少しております。

また、生徒総数の左隣、特別支援学級に在籍する生徒数は178名で、前年度に比べ34名増加しています。

なお、小・中学校とも、特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、増加傾向にあります。

次に、学級数についてです。37ページにお戻りください。

右側にあります編制学級数の表の中に網掛けがしてあり、「0.5」という数字が入っている学校がございます。

31番、蒲刈小学校を御覧ください。通常学級の3、4、5、6年にそれぞれ「0.5」の数字が入っておりますが、これは3・4年及び5・6年が複式学級であることを意味し、3・4年で1学級、5・6年で1学級とカウントすることとなっております。34番、豊小学校の3・4年、5・6年についても同様に複式学級になっており、現在、呉市立学校で複式学級のある学校は、蒲刈小学校と豊小学校の2校でございます。

それでは、今年度の小・中・義務教育学校の学級数について御説明します。

小学校の学級編制の基準については、1年生から5年生につきましては35人、6年生につきましては40人でございます。また、中学校の学級編制の基準については、いずれの学年も40人でございます。

なお、小学校5年生につきましては、昨年度までは40人を基準としておりましたが、今年度から35人に引き下げられております。今後は、令和7年度に、6年生において35人に引き下げられます。

それでは、37ページの右下を御覧ください。

小学校・義務教育学校前期課程における学級数については、表の一番下、右から三つ目の欄が通常学級数で337学級、その右隣が特別支援学級数で100学級、合計で437学級となります。前年度に比べ、通常学級数が5学級減少し、特別支援学級が7学級増加しており、全体で2学級増加したこととなります。

続いて、38ページの右下を御覧ください。

中学校・義務教育学校後期課程における学級数については、一番下の右から三つ

目の欄が通常学級数で153学級、その右隣が特別支援学級数で49学級、合計で202学級となります。前年度に比べ、通常学級数が6学級減少し、特別支援学級が1学級増加しており、全体では5学級減少したこととなります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第12の報告第14号「令和6年度学校別児童・生徒数等について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

辻 委 員 意見です。

特別支援が必要なお子さんのことで、今の説明にもありましたように、全体の数が減っている中で、特別支援が必要な特別支援学級に在籍するお子さんたちが増えている、本当に数字でこのように表れてくるのを改めて感じました。

これは生徒数の把握、所属している場所などの把握のために必要だろうなということが分かりますので、別にこれ、どうこうというわけではないのですが、特別支援という観点でいうと、通常学級か特別支援学級かだけではなく、通級の利用などもあると思いますので、今後そういったところの情報も把握していくということをしていただけたらと思います。また、小学校の方には、設置があるけれども中学校の方には通級の設置がないということもありますので、そういったところも必要としているお子さんたちがいらっしゃるのかどうかの実態把握もしていただけたらと思います。

田 村 課 長 通級につきましては、今年度小学校の方に1学級増やし開設をしております。

小学校の通級を必要とする児童を把握いたしまして、今年度一つ増やしたということでございます。

また、中学校につきましては、今後その実態をしっかりと把握しながら、必要に応じて検討していきたいと思っております。

また、特別支援学級が増えているということで、学校安全課としては、特別支援学級指導員の派遣、そして特別支援学校が行っております巡回相談、そういったものを活用しながら特別支援教育の充実を図っていきたいと考えております。

引き続き、児童・生徒の状況をしっかりと把握しながら対応していきたいと思っております。

教 育 長 いずれにしても学級数を増やすということは、広島県との協議が必要なもので、呉市だけの意思ではできませんが、必要に応じた形での要望というのは、これからもやっていくべきだと思っております。

ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

傍聴者の方は誠に申し訳ありませんが御退室ください。

(16:10)

報告第15号 広島県に対する提案事項について

(非公開案件です。)

教議第28号 令和7年度からの中学校給食の提供方法について

(非公開案件です。)

教議第30号 臨時代理の承認について(令和6年度教育費補正予算)

(非公開案件です。)

教 育 長 それでは、これより秘密会の議題に入ります。
(16:44)

教議第29号 呉市立美術館運営審議会委員の委嘱について

教 育 長 以上で定例会を閉会します。
(16:46)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（ 教育長 寺 本 有 伸 ）

（ 委 員 吉 中 由美子 ）

（ 委 員 辻 佑 子 ）

（令和6年5月30日定例会）